

『ヴィッテンベルク一致信条』の成立と 西南ドイツ福音派諸都市の宗派的アイデンティティ

岩 倉 依 子

はじめに

1520年代、宗教改革運動の展開にともない、ドイツ・スイスの福音派（宗教改革派）内に 2 つの宗派が成立した。ヴィッテンベルクのルター（Martin Luther, 1483-1546）を中心とした北ドイツのルター派と、チューリヒの神学者ツヴィングリ（Ulrich Zwingli, 1484-1531）の改革運動から始まったスイスと西南ドイツのツヴィングリ派である。これらの福音派両派は、1520年代末から、カトリックの皇帝に対抗して防衛上の福音派大同盟を結成すべく交渉を重ねたが、この同盟構想はルターとツヴィングリによるマールブルクの会談が失敗するなど（1529年）、教義問題（聖餐論）に関する考え方の違いから挫折した⁽¹⁾。

結局、1531年にドイツ福音派のみを構成員とするシュマルカルデン同盟が成立したが、それはスイスの福音派を排除しただけでなく、教義問題を棚上げした政治的妥協という性格をもつものであった。その後、教義問題についての調停が続いたが、ようやく1536年に『ヴィッテンベルク一致信条』（Wittenberger Konkordie）によって一応の決着をみた。通説では、これにより全ドイツ福音派の教義上の統一が実現し、福音派による一つの教会共同体が作りだされたとされているのである⁽²⁾。

シュマルカルデン同盟と『ヴィッテンベルク一致信条』が成立する中で、注目に値するのは、スイスのツヴィングリ派から距離をおいて同盟に参加した西南ドイツのツヴィングリ派諸都市である。これらの都市がおかれた立場は複雑であった。

まず1530年のアウクスブルクの帝国議会において、カトリックに対抗して福音派の信仰を皇帝に弁明する必要から、ルター派は『アウクスブルクの信仰告白』（Confessio Augustana）を皇帝に提出した。これに対して、ツヴィングリ派はどうであったか。ツヴィングリその人は『信仰の弁明』（Fidei Ratio）を提出した。けれどもツヴィングリ派である西南ドイツの諸都市のうち 4 都市は、独自の信仰告白『四都市信仰告白』を提出したのである⁽³⁾。この 4 都市を率い、他の西南ドイツ福音派諸都市をも取り込みながらこのグ

ループを神学的に導いたのが、シュトラースブルクの神学者ブツァー (Martin Bucer, 1491-1551) であった。『ヴィッテンベルク一致信条』の成立にいたる福音派統合の過程でもっとも大きな役割を果たしたのは、ブツァーであるといつてよい。

通説によれば、1530年のアウクスブルクの帝国議会から『ヴィッテンベルク一致信条』の成立に至る期間、特に1531年のツヴィングリの死後、ドイツ福音派はスイスとの連携を断念することによって、大同団結をなし遂げた。この過程で西南ドイツ福音派諸都市はルター派への転向を迫られ、スイスのツヴィングリ派よりもルター派に近づいたとされる⁽⁴⁾。しかしこの説は事実を正確にとらえているだろうか。政治的便宜の優先する中で、ツヴィングリ派の思想は省みられなかったのだろうか。

本稿は、「宗派 (信仰告白) の時代」 (das Konfessionelle Zeitalter)⁽⁵⁾ の初期にあたる『ヴィッテンベルク一致信条』の成立の過程を分析し、ツヴィングリ派であった西南ドイツ諸都市が、この時期の問題 (聖餐論とスイスとの関係) とどのように取り組み、宗派的アイデンティティを構築していったのかを考察する。この考察を通じて、以下の点を明らかにするつもりである。

西南ドイツ諸都市は、ルター派同盟に収斂してゆくが、その宗派的アイデンティティは、ルター派よりもツヴィングリ派に近いものであった。

以下、まず第 1 章では、1531年のシュマルカルデン同盟の成立から、1535年の同盟の安定的確立に至る政治的概略を論じ、第 2 章で、この間に平行して行われた教義問題の展開を考察する。

1. シュマルカルデン同盟の成立とその展開

(1) シュマルカルデン同盟の成立

1530年、アウクスブルクの帝国議会で繰り広げられた、皇帝カール 5 世と福音派との宗教問題をめぐる交渉は成果なく終わった。皇帝は 9 月23日、福音派に対し、福音派の信仰告白を拒否して、1531年 4 月15日までにカトリック側と和解することを命ずる議決を言い渡した⁽⁶⁾。上述のように、1520年代末の福音派の同盟構想は挫折していたが、この難局に直面して、再び同盟結成の動きが起こった。その結果、1530年12月22日、第 1 回シュマルカルデン会議で、福音派の相互防衛同盟が発足した (シュマルカルデン同盟)⁽⁷⁾。

1531年 2 月27日付けの同盟契約は、福音派が一般に脅威にさらされた際

の相互援助を規定するのみで⁽⁸⁾、1520年代末の福音派同盟交渉決裂の原因となった福音派内部の教義問題には一切言及していない。同盟の期限は6年と定められ、期限延長も可能とされた。同盟には18の福音派諸侯・諸都市が名を連ねたが⁽⁹⁾、同盟を率いたのは主にルター派諸侯であり、中でも主導的立場にあったのが、ザクセン選帝侯ヨハン・フリードリヒ (Johann Friedrich von Sachsen, 1503-1554) とヘッセン方伯フィリップ (Philipp von Hessen, 1504-1567) であった⁽¹⁰⁾。

1531年3月に開かれた第2回シュマルカルデン会議では、ルター派の信仰告白『アウクスブルクの信仰告白』とシュトラースブルク他西南ドイツ4都市の信仰告白『四都市信仰告白』が一致したものと認められ、教義問題は克服されたかに思われた⁽¹¹⁾。ウルムの同盟会議使節は4月1日付けの手紙で、市に次のように報告している。「ルター博士とブツァー博士は、尊きサクラメント (聖餐) のために和解したことを、我々は疑う余地もなく知っている⁽¹²⁾」。

(2) 「ニュルンベルクの和解」

この後、皇帝から福音派へ提議がなされた。以下のような条件で、帝室裁判所で抗争中の福音派に対する訴訟⁽¹³⁾を棚上げし、福音派に対する「あらゆる不快、憤懣」を放棄する、という内容である。その条件には、福音派が、皇帝の対トルコ戦を援助し、過去・将来の帝国議会の決定に従うこととともに、公会議まで改革を中止し、ツヴィングリ派および再洗礼派と関わらない、ということが含まれていた⁽¹⁴⁾。皇帝の提議に対して、福音派は1532年4月、シュヴァインフルトに同盟会議を招集した。ここで、ルター派とのみ和平を結ぶという皇帝の要求に沿うため、西南ドイツ諸都市は、『アウクスブルクの信仰告白』と『信仰告白の弁護』 (Apologia confessionis)⁽¹⁵⁾に署名することを余儀なくされたのである⁽¹⁶⁾。

しかし、西南ドイツ諸都市のこの譲歩は、従来の立場の放棄を意味するものではない。それは、『アウクスブルクの信仰告白』を『四都市信仰告白』と共に受け入れることを表明するものであり、西南ドイツ諸都市は、この時点でもなお従来どおり彼ら独自の信仰告白を維持していると見るべきである。シュヴァインフルトにおける西南ドイツの都市代表たちは、彼らの「信仰告白とともに、諸侯の信仰告白 (『アウクスブルクの信仰告白』) を告白し、受け入れる」 (括弧内、筆者)、と表明している⁽¹⁷⁾。シュトラースブルクの使節は、諸侯の信仰告白に同意する旨を市参事会に報告した際、「それによって、我々の信仰告白を放棄するつもりはない」と記している⁽¹⁸⁾。

ともかく、西南ドイツ諸都市の譲歩によって、シュマルカルデン同盟は皇帝の提議を受け入れた（「ニュルンベルクの和解」（1532年7月））。この和解により、福音派にとって一時的な安全が保障されることになったのである⁽¹⁹⁾。

（3）シュマルカルデン同盟の確立

ところがその後、ルター派を主導するザクセン選帝侯の、西南ドイツ諸都市に対する態度は再び硬化し、とくに「ニュルンベルクの和解」以後、その傾向は強まった⁽²⁰⁾。ツヴィングリ派都市アウクスブルクの同盟加盟に際しては、ザクセンはその条件として『アウクスブルクの信仰告白』の承認を主張し、アウクスブルクの加盟を難航させた⁽²¹⁾。その上、1537年に期限が切れる同盟契約の継続に難色を示し始めた⁽²²⁾。これは西南ドイツ諸都市の安全保障を脅かすものであった。さらに、1534年2月にシュヴァーベン同盟が瓦解⁽²³⁾すると、情勢は一層深刻になった。すなわち、シュヴァーベン同盟の解体により、同盟に属していた西南ドイツ福音派諸都市⁽²⁴⁾は、世俗的原因の有事における安全保障を失った。そのうえシュマルカルデン同盟も存続しないことになれば、宗教的原因の有事に際しても、以後皇帝の脅威の前に直接立たされることになるからである。したがって、福音派防衛同盟としてのシュマルカルデン同盟の延長を、西南ドイツ福音派諸都市が以後最も積極的に推進してゆくことになるのである⁽²⁵⁾。

この事態に対処するため、1534年11月と1535年3月に、エスリンゲンで西南ドイツ都市会議が開催された。都市会議は、ザクセンとヘッセンに使節を派遣し、上述の帝室裁判所の訴訟に対する防衛措置と同盟の延長と拡大について討議するべく、シュマルカルデンでの会議開催を要請することを決めた⁽²⁶⁾。この西南ドイツ諸都市の要請は、ヘッセン方伯の仲介によりザクセン選帝侯に受け入れられ、ザクセン選帝侯は同盟の拡大と延長のための会議を招集することを約束した⁽²⁷⁾。この会議に備えて、西南ドイツ諸都市は、8月に2回、ウルムとエスリンゲンに集まり、同盟を少なくとも10年延長すること、加盟都市および領邦を増やして同盟を拡大することを、西南ドイツ諸都市の統一的要求とした⁽²⁸⁾。

1535年12月にシュマルカルデンで開催された同盟会議⁽²⁹⁾で、最終的に、以後10年の同盟の延長と、アウクスブルクをはじめとする新たな都市の加盟が承認された。しかし、加盟の条件として、「聖なる神の言葉と福音に従う者」であり、「アウクスブルクで皇帝と諸身分に提出された、我々の信仰告白を、その領域で一様に教え、説教する」ことが課された⁽³⁰⁾。すなわち、

『アウクスブルクの信仰告白』が同盟の統一信仰告白と定められたのである。こうして、シュマルカルデン同盟は、ルター派信仰告白を掲げて、以後さらに発展してゆくことになるのである。実際この同盟は、効果的統治機構をつくりだし、外交関係をヨーロッパ全域にまで拡大し、福音主義信仰の定着に向けて、同盟のメンバーを保護してゆくのである⁽³¹⁾。

2. 『ヴィッテンベルク一致信条』の成立

第1章でみた、シュマルカルデン同盟の成立（1531年2月）から同盟の安定的確立（1535年12月）に至る道のりは、同盟のメンバーにとっては、特に西南ドイツ福音派諸都市にとっては、宗教問題に関わる有事の際の安全を確保する過程であった。しかし、これは、同時に教義問題における解決を模索する過程でもあった。本節ではこの過程を跡づけてゆく。

(1) 聖餐論の争点 - 1 - 「キリストの真の現在」

まず1531年2月のシュマルカルデン同盟成立から1532年7月の「ニュルンベルクの和解」にいたる時期の、ルター派と西南ドイツ諸都市の教義的違いを確認しておこう。

ルター派信仰告白である『アウクスブルクの信仰告白』は、ヴィッテンベルクのルター派神学者メランヒトン（Philipp Melancthon, 1497-1560）によって起草され、2部からなっている。第1部が信仰告白、第2部がカトリック教会の悪弊についてである。この信仰告白は、聖書と古代ローマ教会の教えに従ったものであり、再洗礼派やツヴィングリ派とは異なるものであることを表明しようとしている⁽³²⁾。

ルター派と西南ドイツ諸都市の間で教義的に唯一問題とされていたのが、マールブルクの会談⁽³³⁾の失敗に象徴されるように、聖餐論である。『アウクスブルクの信仰告白』は、聖餐論について、第1部の第10条で以下のように簡潔に、聖餐におけるキリストの真の現在（Realpräsenz）を表明している。

「主の聖餐については、以下のように教えられる。キリストの真のからだと血は、聖餐におけるパンとぶどう酒の形のもとで真に現在し（gegenwärtig）、そこで分け与えられ、受け取られる。それゆえ、これに反する教えも除外される⁽³⁴⁾」。

一方西南ドイツ諸都市の聖餐論を、『四都市信仰告白』から確認してみよう。この信仰告白の成立の経緯からして、この信仰告白の内容には2つの特徴がある。1つはブツァー独自の聖餐論が表明されていること、2つには、それにも拘らずルター派信仰告白への接近が見られること⁽³⁵⁾、この2点で

ある。これらを念頭におきながら、第18条「聖餐について」から引用しよう。

「キリストは最後の晩餐のときと同様に今日においても、弟子たちと信ずる者たちに、彼らが聖餐を行う時に、キリストの言葉（「取って食べよ。これはわたしのからだである。」マタイによる福音書 26:26。括弧内筆者）にしたがって、このサクラメントの中に、キリストの真のからだと真の血を、真に食べ飲むために、彼らの魂の食物として、そして永遠の命のために与えるのである⁽³⁶⁾」。

この中の、「キリストの真のからだと真の血を、真に食べ飲むために、……与えるのである」という箇所は、『アウクスブルクの信仰告白』の以下の箇所に倣ったものといえよう。「キリストの真のからだと血は、聖餐におけるパンとぶどう酒の形のもとで、真に現在し、そこで分け与えられ、受け取られる⁽³⁷⁾」。

ツヴィングリの『信仰の弁明⁽³⁸⁾』には、これらと明らかに異なるツヴィングリ派の聖餐論が以下のごとく展開されている。「パンとぶどう酒とは、神がその御子によって人類との和解をなしとげたあの友好のしるし(Sinnbilder)である⁽³⁹⁾」。すなわち、ここでは、『アウクスブルクの信仰告白』、『四都市信仰告白』と異なり、聖餐のパンとぶどう酒は、あくまで「しるし」であり、キリストの「真のからだと血」はそこには存在しないといっているのである。

このように、「真のからだと真の血」という表現において、『四都市信仰告白』は、ツヴィングリよりもルター派に近い解釈を示しているが、他方「魂のための食物」としている点に、ルター派の解釈との明確な違いが現れている。これはそもそもツヴィングリによって強調されていることである。すなわちツヴィングリは『信仰の弁明』で、聖餐においてパンを受け取る時のことを、「魂は、天なる望みのすばらしい匂いを味わう時、喜びたのしみ、歓声をあげるのである⁽⁴⁰⁾」として、聖餐におけるパンとぶどう酒は「魂」の食物であるとしている⁽⁴¹⁾。それに対しルターは、「キリストのからだは真に、パンの中でそしてパンとともに食べられ歯でかみ砕かれる⁽⁴²⁾」としている。つまりパンとぶどう酒を実体として存在する食物ととらえ、その中にキリストのからだと血が内在すると考えている。

ルターとツヴィングリのこの聖餐理解の相違は、キリストの犠牲の死による罪のゆるしをいかに理解するか、という信仰の根幹に関わる問題と連なっている。ルターは、聖餐は罪のゆるしの約束を仲介するものと理解している。すなわち、罪のゆるしは、聖餐におけるパンとぶどう酒が、キリストの言葉（「取って食べよ。これはわたしのからだである。」）によって、キリストのか

らだと血に変わるという事実によって保証されるのである。したがって、この罪のゆるしは、キリストのからだであるパンをたべることによって、聖餐に参加するすべての者に与えられる。これに対しツヴィングリは、罪のゆるしと聖餐（パンとぶどう酒）を結びつけることに反対し、霊的なもの（罪のゆるし）と物質的なもの（パンとぶどう酒）を完全に区別するのである。すなわちキリストの言葉が罪のゆるしを仲介するのではなく、信仰によってはじめてキリストの言葉を理解するのである。ツヴィングリにとって、聖餐は信徒の霊的交わりであり、信仰告白の行為であった⁽⁴³⁾。

（2）聖餐論の争点 - 2 - 「聖餐を受ける者の適格性（Würdigkeit）」

さらに聖餐について『四都市信仰告白』の考え方がルター派のそれと異なるのは、サクラメントを受ける資格を「弟子たちと信ずる者たち」に限定している点である。これは、上述の聖餐におけるパンとぶどう酒を「魂のための食物」とする立場と関連してくる解釈である。ブツァーは、パンとぶどう酒の中にキリストが真に現在していることを信じている。しかし、パンとぶどう酒が「魂のための食物」とであるというのは、パンとぶどう酒におけるキリストの現在は、あくまで信仰者にとってのみ妥当することなのである。すなわち、ブツァーにとってのキリストの現在は、実体としての現在ではなく、信仰の有無に依拠することであって、無信仰者（Gottlosen）には妥当しない。したがって『四都市信仰告白』では、無信仰者は聖餐に加わるべき者とされないのである⁽⁴⁴⁾。

無信仰者の聖餐への参加を拒否するのは、ツヴィングリも同様である⁽⁴⁵⁾。この点でも、ブツァーはなおツヴィングリ派の立場にたっている。

これに対し、『アウクスブルクの信仰告白』は、聖餐を受ける者の条件を何もつけていない。ルターにとって、聖餐におけるキリストの現在は、実体としての現在であり、キリストのからだであるパンを「口で」食することは、無信仰者も含め聖餐に参加するすべての者にゆるされる。ルターにとって、聖餐とはそもそも神の行為であるのだから、それを取り行う者、受ける者の個人的、精神的適格性とは関わりなしに行われるべきものなのである。聖餐参加の適格性は、ブツァーやツヴィングリのように信仰者、無信仰者の如何を問わないのである⁽⁴⁶⁾。

以上が、1532年7月にいたる時期の両派の教義的立場である。したがって、「ニュルンベルクの和解」において西南ドイツ諸都市は、以上のような齟齬を認識しながらも、同盟の存続のために、それぞれの信仰告白が「一致したもの」とし、あえて『アウクスブルクの信仰告白』に署名せざる

をえなかったのである。

上述のように、この後ルター派のザクセン選帝侯は西南ドイツ諸都市に対する態度を硬化させるが、1534年2月のシュヴァーベン同盟の瓦解によって、西南ドイツ諸都市はシュマルカルデン同盟の延長に向けて積極的に動き始める。これは教義問題でも進展をもたらすのである。

(3) カッセルの会談

1534年12月、コンスタンツで西南ドイツの神学者たちの会議が開催され、聖餐問題について協議された⁽⁴⁷⁾。ここでブツァーは、いままで以上にルター一派へ接近した聖餐解釈で他の神学者たちと合意した。この会議で、ルター派との教義的統一に向けてブツァーに全権が委ねられ、会議後、ブツァーはメランヒトンとの会談のために、カッセルに向かうのである⁽⁴⁸⁾。

12月28日、29日にもたれたカッセルの会談では、このコンスタンツでの会議の成果としてブツァーによって起草された「信仰規定」(Formula)が提示されるが、ここには、西南ドイツ諸都市の説教者は今後、『アウクスブルクの信仰告白』と『信仰告白の弁護⁽⁴⁹⁾』にしたがって教えること」が言明されている。聖餐に関しては、キリストの「真の現在 (die warhafftige gegenwertikeit)」について「いかなるごまかし」も意図していないという断り書きとともに、次のように述べられている。「キリストのからだは、本質的にかつ真に受け取られる」。しかしここでも、パンとぶどう酒は「しるし (zeichen)」であると明記されている。そしてこの「しるし」が、「渡され受け取られるのと同時に、キリストのからだは渡され受け取られるのである」。したがって、パンとキリストのからだは、その本質において混合しているのではなく、「併存している (bei ein sind)」のである⁽⁵⁰⁾。

ここでブツァーは確かに、聖餐における「キリストの真の現在」を初めて言明している。この点に大きな譲歩がみられる。しかしこの段階でも、キリストのからだとパンの物理的統合には同意していない。ブツァーにあってはいまなお、キリストのからだとパンの統合とは主観的なものであり、聖餐は「しるし」なのである⁽⁵¹⁾。ルターの、キリストのからだは「パンとぶどう酒の中に、そしてその下に」現在する、という物理的統合の理解とは明らかに異なるのである⁽⁵²⁾。

一方ルターは、1535年1月27日の文書で、カッセルの会談であらたに提示されたブツァーの聖餐解釈に、一定の理解を示しつつも、「言葉どおりに、彼らがそのように明らかに意図しているのか、目下のところはなお信じがたい」として、西南ドイツ諸都市の態度に対する疑念を隠さず、統一信仰告白

をあまりに急いで作成しないことが、「有益かつ適切である」、としている⁽⁵³⁾。

(4) 交渉の進展

このルターの態度は、一致信条の成立に暗雲をただよわせるものであったが、それを晴らす役割を担うのが、アウクスブルクである。前章で言及したように、ツヴィングリ派都市としてアウクスブルクは、この時点でなおシュマルカルデン同盟への加盟を阻まれていた。ところがアウクスブルクは1535年7月、態度を変更し、シュマルカルデン同盟加盟にむけて、ルターとザクセン選帝侯の不信を除くため、ルターに使節を遣わした。使節はルターに対し、平和と教会の一致を訴え、ルターに接近していたブツァーの意に添った聖餐に関する信条を表明したのである。その上、かつてアウクスブルクの説教者であったが、ルター派信仰の故に解雇したレーギウス (Urbanus Rhegius, 1489-1541) を再び市の説教者として任用する意向をルターに伝えたのである⁽⁵⁴⁾。ルターは、これらを心から喜び、この後、アウクスブルクの市参事会に、「悲惨な不和の後に、ついに偽りのない一致が我々の間に望まれ、いや見いだされ得る」、これ以上大きな喜びはない、と書き送っている⁽⁵⁵⁾。

9月28日にルターは、ザクセン選帝侯に、西南ドイツ諸都市 (アウクスブルク、ウルム、エスリンゲン、シュトラースブルク) は、真の一致への期待を表明している、と報告している⁽⁵⁶⁾。

上述のように、この後、1535年12月のシュヴァインフルトの同盟会議では、同盟の10年の延長とアウクスブルク他の都市の加盟が認められた。一致信条の作成は、ますます差し迫った要請となってくるのである。

5月22日から開催された神学者会議に集まったのは、西南ドイツからは、シュトラースブルクのブツァーとカピト (Wolfgang Capito 1481-1541) 他、ウルム、エスリンゲン、アウクスブルク、メミンゲン、フランクフルト、ロイトリンゲン、コンスタンツの神学者と、北ドイツのルター派からは、ルター、メランヒトン他、5人の神学者たちである。スイスはこの会合に参加しなかったが、ルターに渡すべきスイスの信仰告白をブツァーに託した⁽⁵⁷⁾。

次に、この会談で『ヴィッテンベルク一致信条』がいかに成立したかを考察してみたい。

(5) ヴィッテンベルクの会談

ヴィッテンベルクでの交渉で、ルターは従来どおり2つの点を問題とした。1つは、聖餐におけるキリストのからだの現在についてである。ルタ

一は、ブツァーたちが「以前のように、聖餐においてパンとぶどう酒しか存在していない、と人々に教え」ており、「すくなくとも人々をこの誤り（聖餐においてパンとぶどう酒しか存在していない）の中に放置している」（括弧内筆者）と批判する。そして、「たとえキリストの現在を語ったとしても、それを一言二言ですませ、その後は靈的食事のことを語るのである」とし、彼らの姿勢の変化を認めつつも、その不徹底さを批判している。2 つ目の問題は、無信仰者の聖餐参加の適格性である。ルターは、「聖餐におけるパンはキリストのからだであり、無信仰者も信仰者（Gottselige）もともに、これを手で取り、口でとるのである」と主張する。これを行わないブツァーたちは聖餐を真剣に受け止めていない、と批判する⁽⁵⁸⁾。

したがって、ルターは一致信条成立の条件として、以下の2つを要求する。まず、「聖餐において、パンとぶどう酒以外のなにものも存在しない」という説をブツァーたちが撤回し批判することである。次に、聖餐において、無信仰者も信仰者もともに、キリストのからだを受け取ることが人々に教え、靈的食事のことだけを語ったりしないことである⁽⁵⁹⁾。

それに対し、ブツァーとその同僚カピトは、前者について、聖餐においてキリストの「真のからだと真の血」が渡されることに同意する。しかしその際、「目に見えるしるしであるパンとぶどう酒といっしょに」という言葉を添え、パンとぶどう酒が「しるし」であるという従来の立場になお固執し、キリストのからだは「真に本質的に」渡されるが、ただし「神のかつ天的な方法で」渡される、のだという⁽⁶⁰⁾。これらからブツァーとカピトは、ルターに一応の同意を示しつつも、ツヴィングリ派本来の立場に基本的にはなお止まっている、とみることができる。

後者、すなわち無信仰者に聖餐参加の適格性があるかに関しては、ブツァーは、無信仰者は、聖餐において、「パンとぶどう酒以外のなにものも受け取らない」のであって、彼らには、キリストのからだと血が渡されることはない、という。なぜなら、キリストの聖餐制定の言葉（「取って食べよ。これはわたしのからだである。」）は、このような者には向けられていないからである。このようにブツァーは、無信仰者は聖餐に加わるにふさわしくない、という主張をくずしていない。しかしキリストの聖餐制定の言葉を信じる者は、たとえ「真の生きた信仰を实践」せず、したがって聖餐を「受けるにふさわしくない」にしても、それにも関わらず「パンとぶどう酒だけでなく、キリストの真のからだと血も受けるのである」ともしている⁽⁶¹⁾。

ここで北ドイツのルター派神学者ブーゲンハーゲン（Johannes Bugenhagen, 1485-1558）が、「無信仰者」に替えて、パウロの言葉から「ふさわしくな

い者 (Unwürdige) はキリストのからだを受ける」という表現を用いることを提案すると、ブツァーは、「ふさわしくない者」がキリストの聖餐制定の言葉を信じているならばという条件で、これに同意した⁽⁶²⁾。すなわちブツァーにとって「ふさわしくない者」とは、キリストの聖餐制定の言葉を信じている者であるが、上述のように「真の生ける信仰を實踐していない」者、すなわち聖餐を受けるにふさわしくない者⁽⁶³⁾、という意味である。一方「無信仰者」とは、「キリストの聖餐制定の言葉を信じない」者であり⁽⁶⁴⁾、「聖餐に対し感覚と理性しか用いないでいる」者、すなわち「全く信仰を持たない」者である⁽⁶⁵⁾。両者は信仰の有無によって、あきらかに区別されるのである。ブツァーは、「残念ながら」多くの者が、「ふさわしくなく聖餐におけるキリストのからだと血を受け取っている」と認めている⁽⁶⁶⁾。ここに、ブーゲンハーゲンの提案を受け入れることによって、この点に関する両派の妥協が成立するのである⁽⁶⁷⁾。

(6) 『ヴィッテンベルク一致信条』

会議の結果、5月26日にメランヒトンによって作成された一致信条では、まず聖餐におけるキリストの現在については、以下のように表現された。「キリストのからだと血が、パンとぶどう酒といっしょに、実際にそして本質的にそこにあつて、授けられ受け取られるとみなし、そう教える」。これは、カッセルの合意をそのまま再現したものといえよう。この表現によって、ルターの主張するところのキリストの真の現在が表明されているが、他方で「キリストのからだは場所的に、すなわち空間的にパンの中にはいりこんでいるのでない⁽⁶⁸⁾」というただし書きが加わることごとによって、ブツァーの立場も表明されているといえよう。

聖餐の参加者については、次のように表現された。「キリストのからだと血は、それを受けるにふさわしくない者にも真に与えられ、主なるキリストの聖餐制定の言葉が保持されれば、受けるにふさわしくない者もそれらを受けとる、とみなすのである」。そして聖餐の効力は、これを与える者や受け取る者の適格性には依存しない⁽⁶⁹⁾。

聖餐におけるキリストの現在と参加者の適格性に関する両陣営の解釈の齟齬は、以上のような妥協において合意をみいだしたのである。これは、両者にそれぞれの解釈の可能性を開く合意であったといえよう。すなわち、ルターの主張するキリストのからだの真の現在を表現しつつも、ブツァーの固執する実体的現在の否定をも含意する。また聖餐をふさわしくない者にも開かれた儀式としている点で、ルターの意図を汲みつつも、「無信仰者」を排除

したいブツァーの意図にもかなっていない。ブツァーだけでなく、ルターもまた譲歩したのである。したがってこの一致信条は、相互の信頼にもとづいた共同の未来を切り開くものであったといえよう⁽⁷⁰⁾。確かにルター派信条と呼ぶべきものであろうが、西南ドイツ諸都市の従来の信条の表明という形にもなっている。西南ドイツ諸都市は、この交渉の過程で、自らの信条を完全に犠牲にして『ヴィッテンベルク一致信条』を成立させたわけではない。古くからの盟友たるスイスもこの一致信条に引き入れる努力が、西南ドイツ諸都市によって最後まで続けられたこともこのことを裏付ける。

そこで次に、『ヴィッテンベルク一致信条』にスイスがどのように対応したかをみてみたい。

(7) スイスの立場

ブツァーは、ヴィッテンベルクの会談の後、西南ドイツだけでなくスイスも回り、『ヴィッテンベルク一致信条』の受け入れを訴えた。1536年9月に開催されたバーゼルの会議でブツァーとカピトは、ヴィッテンベルク会談の結果を報告し、一致信条を詳細に説明している。そして、この一致信条がスイスの信仰告白にもツヴィングリの教えにも反しないことを説明した。この会議ではスイスの態度は決まらなかったが、その後のスイス福音派諸都市間の交渉の結果、プリンガー（ツヴィングリの後継者。Heinrich Bullinger, 1504-1575）の手紙と、10月24日のチューリヒの教会会議で採択された『信仰宣言』（Deklaration）をルターに送ることで合意になった。1537年1月、『信仰宣言』はスイス福音派諸都市の連名でシュトラースブルクに送られた⁽⁷¹⁾。

プリンガーの手紙は、『ヴィッテンベルク一致信条』が「我々の信仰と信仰告白にかなったものであり、それに反するものではない」こと、そして、「全体として一致信条の理解と同じ考えである」としつつも、「なお多くの点において深刻な疑念があるため、……我々の理解を書面で書き表した」と記している⁽⁷²⁾。

ここに添付された『信仰宣言』は、プリンガーによって起草されたもので、「神の言葉の奉仕、 sacrament（秘蹟）、洗礼と聖餐」についての都市チューリヒの信仰告白であり、それに他のスイス福音派諸都市が賛同したものである⁽⁷³⁾。この中の「キリストの聖餐について」では、聖餐におけるパンとぶどう酒を、キリストの「からだのしるし」とするツヴィングリ派従来の主張をまもりながら、「キリストの真の現在」を否定しない、としている⁽⁷⁴⁾。すなわち、キリストのからだは、「我々によって真に食され、その血は真に

飲まれる」のである。しかしそれは、あくまで「霊的」な飲食であり、「信仰者の心情において」のことである⁽⁷⁵⁾。したがって、聖餐は「魂の生ける食物」として用意されているのである⁽⁷⁶⁾。これは、従来どおり、聖餐におけるキリストの「実体としての」現在を否定するものである⁽⁷⁷⁾。さらに、聖餐における「天の恵み」を受けるのは、「真の、正しい信仰」をもった者であり、信仰のない「ふさわしくない」者が聖餐に加わるならば、その者は「裁き」を受ける、としている⁽⁷⁸⁾。すなわちここでは、「無信仰者」と「ふさわしくない者」が同義で用いられている。プリンガーは、手紙の中でも、信仰なしに聖餐に加わる者にも恵みが与えられる、ということは受け入れられない、書いている⁽⁷⁹⁾。

このように、『信仰宣言』には、ある程度『ヴィッテンベルク一致信条』への歩み寄りは見られるが、基本的に、聖餐におけるキリストの「実体的現在」と、無信仰者（ふさわしくない者）の聖餐参加を認めない、1530年以來のツヴィングリの立場を残している。結局、この2点において、『信仰宣言』は、『ヴィッテンベルク一致信条』と袂を分かち、ドイツとスイスの福音派の統合は、永遠に実現をみないのである⁽⁸⁰⁾。

おわりに

1520年代後半から1530年代半ばにかけての、福音派内部の教義的調停の焦点になったのは、聖餐論におけるキリストのからだの「真の現在」をめぐる問題であった。ルター派は、あくまでキリストのからだとパンの物理的統合、キリストの実体的存在に固執した。一方、西南ドイツ諸都市は、キリストの「真の現在」を認めつつも、それはキリストのからだとパンの物理的統合を意味せず、あくまでキリストのからだはパンに併存するものであり、しかも、それは「神のつかつか方法で」そこに存在するものとした。

これは、ツヴィングリの聖餐論により近い立場であり、プリンガーの1536年の『信仰宣言』の以下の箇所を代弁するものに他ならない。「われわれは、キリストのからだは、なんらかの形でパンとぶどう酒と一つになっている、ということを否定する⁽⁸¹⁾」。「なぜなら、聖餐における真の現在は、天なるものであり、この世のものでも、肉的なものでもないからである⁽⁸²⁾」。

同様なことが、聖餐論における第2の論点となった聖餐を受ける者の適格性に関する問題についてもいえる。ルター派は信仰者、無信仰者の区別なく、聖餐を受けることができると考える立場であった。西南ドイツ諸都市は、その適格性を信仰者のみに限定したが、この立場は、「ふさわしくない者」を容認する妥協案においても基本的に変化していない。ブーゲンハーゲンの提

言に基づく妥協案は、西南ドイツ諸都市よりもルター派の大幅な譲歩を意味するといえよう。無信仰者の聖餐参加を容認しない西南ドイツ諸都市の立場は、スイスツヴィングリ派と同様の立場なのである。

このように西南ドイツ諸都市の宗派的アイデンティティは、ルター派よりも、はるかにスイスツヴィングリ派に近いものである。しかし、当時の政治的情勢は、西南ドイツ諸都市にルター派への譲歩を迫り、彼らの信仰告白がルター派の信仰告白と「一致したもの」と認め、それに署名することによってのみ、自らの安全を確保する以外方策はなかった。そして、福音派一致信条として成立した『ヴィッテンベルク一致信条』は、西南ドイツ諸都市の本来の信仰告白の本質がかりうじて保持される形で表明されたのだった。

シュマルカルデン同盟の首領であり、かつルターの君主であるザクセン選帝侯は、1536年5月に出したルター宛の手紙で、以下のように書いている。「あなた方が、上述の（西南ドイツ）説教者らに、我々の『アウクスブルクの信仰告白』と『信仰告白の弁護』に、とくにキリストのからだと血の尊き sacrament に関し、動ずることなくとどまらせること」を切望する、と⁽⁸³⁾。ここに見るように、シュマルカルデン同盟は、ルター派信仰告白に立つルター派同盟であった。しかしそのメンバーであった西南ドイツ諸都市は、ルター派信仰告白と同時に、かれらのツヴィングリ的信仰告白をもまた動ずることなく保持していたのである。

では、このような信仰告白の違いは「宗派（信仰告白）の時代」にあって、それぞれの領域における宗派教会の形成と信仰告白にもとづく社会、文化、心情の形成にいかなる差異をつくりだしていったのだろうか。次稿において、この問題を考察したい。

註

- (1) Vgl. Robert Stupperich, *Die Reformation in Deutschland*, 2.Aufl., Gütersloh 1980, S.82ff.; Adolf Laube (Hrsg.), *Flugschriften vom Bauernkrieg zum Täuferreich (1526-1535)*, Bd.1, Berlin 1992, S.37ff.
- (2) Vgl. Bernd Moeller, *Deutschland im Zeitalter der Reformation*, Göttingen 1977, S.134; Eugen Nübling, *Die Reichsstadt Ulm am Ausgang des Mittelalters (1378-1556)*, Bd. 2, S.475f.; Stupperich, *Die Reformation*, S.106.
- (3) Vgl. Karl-Heinz zur Mühlen, *Reformation und Gegenreformation*, Teil II, Göttingen 1999, S. 9 f.; Stupperich, *Die Reformation*, S.92ff. プツァー起草による『四都市信仰告白』が皇帝に提出されるに際し、署名したのは、西南ドイツ福音派諸都市のうち、シュトラースブルク、リンダウ、コンスタンツ、メミンゲンの4都市のみであった。Vgl. Stupperich, *Die Reformation*, S.97.
- (4) Vgl. Martin Brecht, *Ulm 1530-1547, Entstehung, Ordnung, Leben u. Probleme einer*

- Reformationskirche, in: Hans Eugen Specker(Hg.), Die Einführung der Reformation in Ulm, Geschichte eines Bürgerentscheids, Ulm 1981, S.18; Stupperich, Die Reformation, S.106.
- (5) 「宗派（信仰告白）の時代」とは、1520年代末から17世紀半ばにいたる期間をさし、この間ドイツ内の諸領邦・諸都市は、1つの公認宗派に基づいて、その領域内に宗派教会を形成して異宗派を排除し、公認宗派の教義に基づいて、社会や文化、さらに宗教的・道徳的生活形態そして人々の心情を形成していった。これが「宗派統一」(Kofessionalisierung)と呼ばれるドイツ近世社会を特徴づける現象である。Vgl. Harm Klueping, Das Konfessionelle Zeitalter 1525-1648, Ulm 1989, S.21f.; E.W.Zeeden, Die Entstehung der Konfessionen, Grundlagen und Formen der Konfessionsbildung im Zeitalter der Glaubenskämpfe, München-Wien 1965, S.9f.; S.Ehrenpreis/ U.Lotz-Heumann, Reformation und Konfessionelles Zeitalter, Darmstadt 2002, S.63ff.
- (6) Vgl. Zimmermann, op.cit., S.115; Ekkehart Fabian, Die Entstehung des Schmalkaldischen Bundes und seiner Verfassung 1524/29-1531/35 : Bruck, Philipp von Hessen und Jakob Sturm : Darstellung und Quellen mit einer Bruck-Bibliographie, 2. aufgrund neuer Quellen vollständig überarbeitete und erw. Aufl., Tübingen 1962, S.95.
- (7) Vgl. Fabian, Die Entstehung, S.151ff; Zimmermann, op.cit., S.136ff.; Thomas Brady, Zwischen Gott und Mammon: Protestantische Politik und deutsche Reformation, Berlin 1996, S.141.
- (8) Vgl. Fabian, Die Entstehung, Quellen, S.351. なお、ツィンマーマンは、第1回のシュマルカルデン会議で、ツヴィングリ派とルター派の聖餐論は矛盾しないことが明らかにされ、教義上の分裂は克服されたとしている。Zimmermann, op.cit., S.136f.
- (9) Vgl. Fabian, Die Entstehung, S.352. 18の署名は、7人の諸侯、8つの西南ドイツ帝国諸都市(シュトラースブルク、ウルム、コンスタンツ、ロイトリンゲン、メミンゲン、リンダウ、ピペラハ、イスニイ)、3つの北ドイツハンザ都市である。Ibid., S.347, 350.
- (10) Stupperich, Die Reformation, S.100
- (11) Vgl. Karl Theodor Keim, Die Reformation der Reichsstadt Ulm: ein Beitrag zur schwäbischen und deutschen Reformationsgeschichte, Stuttgart 1851, S.215. Vgl. Ernst Bizer, Studien zur Geschichte des Abendmahlsstreits im 16. Jh., Gütersloh 1940, S.44.
- (12) Ekkehart Fabian (bearbeitet u. herausgegeben), Die Beschlüsse der oberdeutschen schmalkaldischen Städtetage, 1.Teil: 1530/31, Tübingen 1959, S.141; Keim, op.cit., S.215.
- (13) 帝室裁判所(Reichskammregericht)では、カトリックのミサの廃止と教会財産の没収が帝国平和に違反するものとされたため、福音派諸身分は、帝室裁判所による訴訟と、それに続く帝国追放の執行に脅かされていた。Vgl. Ekkehart Fabian(Hrsg.), Die Beschlüsse der oberdeutschen Schmalkaldischen Städtetage, 3.Teil: 1533-1536, Tübingen 1960, S.35.
- (14) Hans Virck, Otto Winckelmann, Harry Gerber und Walter Friedensburg (Hrsgg.),

Politische Correspondenz der Stadt Strassburg im Zeitalter der Reformation, Bd.2, Strassburg 1887, S.120f. (以下、PCと略記)。皇帝は対トルコ戦で、福音派の援助を必要としたため、福音派に対し、政治的犠牲を払っても、譲歩を申し出なければならなかった。Vgl. Moeller, op.cit., S.134; Keim, op.cit., S.219.

- (15) 『アウクスブルクの信仰告白』はメランヒトンによって起草され、1530年のアウクスブルクの帝国議会で6月に皇帝に提出されたが、その後、この議会の進行の過程で、カトリックの見解に論駁する狙いで、やはり、メランヒトンによって書かれた、『アウクスブルクの信仰告白』の注解の文書が、『信仰告白の弁護』である。Vgl. Stuppeich, Die Reformation, S.95-98.
- (16) Vgl. Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.36; Brady, op.cit., S.143f.
- (17) PC, Bd.2, S.122.
- (18) PC, Bd.2, S.110. Vgl. Robert Stupperich, Geschichte der Reformation, München 1967, S.160; Bizer, op.cit., S.57.
- (19) PC, Bd.2, S.167-169. Vgl. Keim, op.cit., S.221; Stupperich, Geschichte, S.161.
- (20) Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.36.
- (21) Vgl. Keim, op.cit., S.314ff.
- (22) Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.36.
- (23) シュヴァーベン同盟は、西南ドイツ地域の相互の平和と防衛を目的として、この地域の帝国都市、貴族、諸侯たちを構成員として、1488年に成立した同盟である。Vgl. Hans Eugen Specker, Ulm. Stadtgeschichte, Ulm 1977, S.70f. 1532年8月に、皇帝からシュヴァーベン同盟の延長を望む勅書が出されて以来、延長の是非について同盟内では討議が続けられていた。しかし、ヘッセン方伯が、皇帝を保護者とする同盟の延長に反対したため、同盟解体が決定した。Vgl. Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.18,29; Heinrich G.Walter, Bernhard Besserer und die Politik der Reichsstadt Ulm während der Reformationszeit, in: Ulm und Oberschwaben 27, 1930, S.37,43.
- (24) シュヴァーベン同盟が解体した時、29の加盟都市のうち、23は福音派都市であった。Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.22.
- (25) Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.34. Vgl. Walter, op.cit., S.39.
- (26) Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.40.
- (27) PC, Bd.2, S.289f.
- (28) これらの要求は、8月24日のエスリンゲン西南ドイツ都市会議に向けての、シュトラースブルク使節への、市参事会からの指示に詳しい。PC, Bd. 2, S.291-293. Vgl. Keim, op.cit., S.320.
- (29) この会議については、以下のシュトラースブルク使節の報告に詳しい。PC, Bd. 2, S.314-323.
- (30) PC, Bd. 2, S.321f. 西南ドイツ諸都市でこの時新たに同盟に加盟した都市は、アウクスブルク、ヴィルテンベルク、ケンプテンである。Keim, op.cit., S.325. さらに、宗教問題に関する防衛同盟としての性格が強化された。シュトラースブルク、エスリンゲン、ヘッセンは、シュマルカルデン同盟の役割を、世俗問題にも拡大する要求を掲げていたが、これは承認されず、あくまで宗教上の防衛同盟にとどまった。Fabian (Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.40.
- (31) Vgl. Keim, op.cit., S.325; Brady, op.cit., S.151.

- (32) Vgl. Heinz Bruntotte u.a. (Hrsgg.), Evangelisches Kirchenlexikon, Bd.1, 2.Auf., Göttingen 1961, Sp.256.
- (33) 本稿131頁参照。
- (34) Die Bekenntnisschriften der evangelisch-lutherischen Kirche, 12.Aufl., Göttingen 1998, S.64.
- (35) Vgl. Stupperich, Die Reformation, S.97; zur Mühlen, op.cit., S.10.
- (36) Robert Stupperich (Hrsg.), Martin Bucers Deutsche Schriften, Bd.3, Confessio Tetrapolitana und die Schriften des Jahres 1531, Gütersloh 1969, S.123, 125.
- (37) Die Bekenntnisschriften der evangelisch-lutherischen Kirche, op.cit., S.64.
- (38) 本稿131頁参照。
- (39) Rudolf Pfister (bearbeitet), Zwingli Hauptschriften, Bd.XI, Zürich 1948, S.329.
- (40) Pfister (bearbeitet), op.cit., S.331.
- (41) Vgl. Laube (Hrsg.), op.cit., S.37.
- (42) Johann Georg Walch (Hrsg.), Martin Luthers Sämtliche Schriften; Bd.17: Dr. Martin Luthers Reformations-Schriften; Abt.1: Zur Reformationshistorie gehörige Dokumente, St. Louis, Miss. 1901, Sp.2052. これは、1535年のカッセルにおけるメランヒトンとブツァーの会談に際して、ルターがメランヒトンに託した文書の中に書かれていた表現である。Vgl. Stupperich, Die Reformation, S.104.
- (43) Vgl. Holsten Fagerberg, Die Theologie der lutherischen Bekenntnisschriften von 1529 bis 1537, Göttingen 1965, S.205-207; Laube (Hrsg.), op.cit., S.43; Stupperich, Die Reformation, S.81f.
- (44) Vgl. Martin Brecht, Luthers Beziehung zu den Oberdeutschen und Schweizern von 1530/1531 bis 1546, in: Leben und Werk Martin Luthers von 1526 bis 1546, hrsg. von Helmar Junghans, Bd.1, Berlin 1983, S.498f.; Bizer, op.cit., S.25.
- (45) Vgl. Bizer, op.cit., S.41.
- (46) Vgl. Brecht, Luthers Beziehung, S.498f.; Bizer, op.cit., S.37ff.; Fagerberg, op.cit., S.194.
- (47) Vgl. D. Martin Luthers Werke: Kritische Gesamtausgabe; Briefwechsel, Bd.12, Weimar 1967, S.156. (以後、WA Br と略記)。
- (48) Vgl. Brecht, Luthers Beziehung, S.502f.; Werner-Ulrich Deetjen, Licentiat Martin Frecht, Professor und Prädikant (1494-1556), in: Specker(Hg.), Die Einführung der Reformation in Ulm, Ulm 1981, S.299; Keim, op.cit., S.317.
- (49) 本稿註 (15) 参照。
- (50) WA Br, Bd.12, S.167f.; Walch (Hrsg.), op.cit., Sp.2056f.
- (51) Vgl. Brecht, Luthers Beziehung, S.504f.; Bizer, op.cit., S.75ff.
- (52) Fagerberg, op.cit., S.196.
- (53) WA Br, Bd.12, S.169.
- (54) 1535年 6月20日付けの、アウクスブルク聖職者からルターへの書簡。Martin Luther, D.Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe, Briefwechsel, Bd.7, Weimar 1937, S.195f.
- (55) Walch (Hrsg.), op.cit., Sp.2070 (1535年 7月20日付けの書簡)。
- (56) WA Br, Bd.7, S.278. Vgl. Brecht, Luthers Beziehung, S.505f.; Fabian(Hrsg.), Die Beschlüsse, 3.Teil, S.36; Keim, op.cit., S.320f. この後、実際にアウクスブルクに任用

- されたルター派説教師は、ヨハン・フォルスター (Johann Forster) であった。Vgl. WA Br, Bd.7, S.210f.; Brecht, *Luthers Beziehung*, S.505.
- (57) Vgl. Bizer, *op.cit.*, S.92ff.; Keim, *op.cit.*, S.328f.
- (58) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2103. ヴィッテンベルクでの交渉の過程は、1536年 6 月 2 / 5 日に、西南ドイツの神学者たちによって記された報告書に詳述されている。Vgl. Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2099-2118.
- (59) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2103f.
- (60) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2107.
- (61) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2107-2110.
- (62) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2110.
- (63) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2109.
- (64) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2107f.
- (65) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2110
- (66) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2110.
- (67) Vgl. Bizer, *op.cit.*, S.122; Brecht, *Luthers Beziehung*, S.509.
- (68) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2087. ブツァーにあつては、パンとキリストのからだは同時にそこにあつても、この両者の区別は可能である。すなわち、キリストの身体はパンそのものではなく、またパンの中にあるのでもなく、パンとともにあり、両者は同時にそこにあるのである。Vgl. Bizer, *op.cit.*, S.122
- (69) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2088. この一致信条には、聖餐に関する項目以外に、「洗礼について」「罪のゆるしについて」「教会の共同体」が加えられている。Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2088f. 5 月29日にこの一致信条に署名したのは、西南ドイツ諸都市(シュトラースブルク、ウルム、エスリンゲン、アウクスブルク、フランクフルト、ロイトリンゲン)の11名の神学者たちと、ルター、メランヒトン他 5 名のルター派神学者たちである。
- (70) Vgl. Deetjen, *op.cit.*, S.300.; Bizer, *op.cit.*, S.126.
- (71) WA Br, Bd.12. S.241ff. Vgl. *Ibid.*, S.246ff., 270ff. 1537年 1 月12日付けの手紙に名を連ねているのは、以下の 6 つの都市である。チューリヒ、ベルン、バーゼル、ザンクト・ガレン、ミュールハウゼン、ピール。 *Ibid.*, S.274f.
- (72) WA Br, Bd.12, S.274, 272.
- (73) WA Br, Bd.12, S.242, 246.
- (74) WA Br, Bd.12, S.257.
- (75) WA Br, Bd.12, S.255.
- (76) WA Br, Bd.12, S.254.
- (77) WA Br, Bd.12, S.256.
- (78) WA Br, Bd.12, S.257. 新約聖書「第一コリント」11章27-29節参照。
- (79) WA Br, Bd.12, S.272.
- (80) Vgl. Bizer, *op.cit.*, S.146ff.; Stupperich, *Die Reformation*, S.105; Brecht, *Luthers Beziehung*, S.511ff.; Brady, *op.cit.*, S.149.
- (81) WA Br, Bd.12, S.257.
- (82) WA Br, Bd.12, S.256.
- (83) WA Br, Bd.7, S.411.